議案第52号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が平成27年10月5日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

住民基本台帳カード交付手数料	1枚	5 0 0	
戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	

」を

Γ

住民基本台帳カード交付手数料	1枚	500	
個人番号の通知カード再交付手数料	1枚	5 0 0	
戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	

」に

改める。

第2条 大口町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

住民基本台帳カード交付手数料	1枚	5 0 0	
----------------	----	-------	--

」を

Γ

	個人番号カード再交付手数料	1枚	8 0 0	
--	---------------	----	-------	--

」に

改める。

附則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表 第1条関係

(新)

別表(第3条関係)

手数料の種類	単位	金額	備考
印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登	1 枚	円	
録に関する証明書交付手数料		2 0 0	
住民票の写し及び記載事項に関す	1 通	2 0 0	世帯全員の住民票の写しにあ
る証明書交付手数料			っては、全員の住民票をもっ
			て1通とする。
住民基本台帳カード交付手数料	1枚	500	
個人番号の通知カード再交付手数	1枚	500	
<u>料</u>			
戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	
略	略	略	略
		·	

(旧)

別表(第3条関係)

手数料の種類	単位	金額	備考
印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登	1 枚	円	
録に関する証明書交付手数料		2 0 0	
住民票の写し及び記載事項に関す	1 通	2 0 0	世帯全員の住民票の写しにあ
る証明書交付手数料			っては、全員の住民票をもっ
			て1通とする。
住民基本台帳カード交付手数料	1枚	500	
戸籍の附票の写し交付手数料	1 通	200	
略	略	略	略

(新)

別表 (第3条関係)

为至《别艺术风杯》			
手数料の種類	単位	金額	備考
印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登	1 枚	円	
録に関する証明書交付手数料		2 0 0	
住民票の写し及び記載事項に関す	1 通	2 0 0	世帯全員の住民票の写しにあ
る証明書交付手数料			っては、全員の住民票をもっ
			て1通とする。
個人番号カード再交付手数料	1枚	800	
個人番号の通知カード再交付手数	1 枚	5 0 0	
料			
戸籍の附票の写し交付手数料	1 通	2 0 0	
略	略	略	略

(旧)

別表(第3条関係)

手数料の種類	単位	金額	備考
印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登	1 枚	円	
録に関する証明書交付手数料		2 0 0	
住民票の写し及び記載事項に関す	1 通	2 0 0	世帯全員の住民票の写しにあ
る証明書交付手数料			っては、全員の住民票をもっ
			て1通とする。
住民基本台帳カード交付手数料	1枚	500	
個人番号の通知カード再交付手数	1 枚	5 0 0	
料			
戸籍の附票の写し交付手数料	1 通	2 0 0	
略	略	略	略

改正要旨

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されることに伴い、住民一人ひとりに付番した個人番号の通知カード及び個人番号カードが発行されるため、この条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 個人番号の通知カードの再交付(第1条関係)

平成27年10月5日以降、全住民に付番された個人番号の通知カードが送られます。通知カードは、初回は無料ですが、紛失等による再交付は有料(500円)とするため、大口町手数料条例別表にその旨項目を加えます。

(2) 個人番号カードの再交付等(第2条関係)

平成28年1月以降に申請された方に対し個人番号カードを交付します。個人番号カードは、初回は無料ですが、紛失等による再交付は有料(800円)とするため、大口町手数料条例別表にその旨明記します。また、住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月末で終了となるため、住民基本台帳カードの項目を消除します。

3 施行期日

- (1) 個人番号の通知カードの再交付(第1条関係) 平成27年10月5日
- (2) 個人番号カードの再交付等(第2条関係) 平成28年1月1日